第二十一条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、所轄労働基準監督署長があらかじめその必要がないと認めて通知したときは、この限りでない。

第二十一条第二項第二号ロ中「書類」の下に「（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第二十一条の二第四項中「ただし、」の下に「第一項の届出（同項第一号に規定する受給権者の住所に変更があつた場合又は同項第六号に掲げる場合に限る。）又は」を加え、「当該受給権者に係る」を「当該書類と同一の内容を含む」に改める。

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第七条第三項中「五万七千三十円、四万二千七百七十円又は二万八千五百二十円」を「五万七千百十円、四万二千八百三十円又は二万八千五百六十円」に改め、同条第四項中「十万四千九百五十円、七万八千七百十円又は五万二千四百八十円」を「十万五千百三十円、七万八千八百五十円又は五万二千五百七十円」に改める。

（労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正）

第三条　労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項第三号及び第四号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十九年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）による介護料の金額については、なお従前の例による。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

3　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十六条のうち労働者災害補償保険法施行規則第二十一の二第四項の改正規定中「加える」を「加え、」又は」を「）若しくは」に改める。

○厚生労働省令第三十六号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第四項の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「六万六千三百六十円」を「六万六千二百九十円」に改め、同項第二号中「四万九千九百円」を「四万九千八百五十円」に改め、同条第二項中「一万三千八百八十円」を「一万三千八百十円」に改める。

第二十三条第一号中「百三十六万六千円」を「百三十六万五千円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十九年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第三項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。

2　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下「促進法規則」という。）第二十一条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成二十九年七月までの間は、この省令による改正後の促進法規則第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第三十七号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

昭和十五年度	二二・〇四三
昭和十六年度	二一・二六三
昭和十七年度	二〇・五一〇
昭和十八年度	一九・七八三
昭和十九年度	一九・〇八〇
昭和二十年度	一八・四〇一
昭和二十一年度	一七・七四五